

生体認証キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、生体認証機能が付加されたカード（以下「生体認証カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (生体認証カードの利用)

- (1) 生体認証カードは、次の場合に利用することができます。
 - ①生体認証機能を利用するためには、生体認証用の手のひら静脈の情報の登録手続きが完了している必要があります。
 - ②当金庫所定の生体認証カードが利用できる預金機（以下「生体認証カード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定の生体認証カードが利用できる支払機（以下「生体認証カード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定の生体認証カードが利用できる振込機（以下「生体認証カード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. 当金庫カード規定の定めにかかわらず、生体認証カードは、生体認証カード対応預金機、生体認証カード対応支払機および生体認証カード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。

4. (生体認証カードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、生体認証カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (生体認証カード以外のカードへの変更)

生体認証カードの利用をやめ、生体認証カード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の方法により当金庫に申し出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

以 上